



—埼玉県介護分野就職支援金貸付のご案内—

介護のお仕事

はじめませんか？

未経験のあなたの就職を 応援します！

はじめて介護のお仕事に就職する方に**就職支援金をお貸しします**。
埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として
2年間従事した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

◆貸付額◆

最大

20万円

就職に関するものであれば、どんな費用にも利用できます！

◆貸付金の使用例◆



通勤用の自転車やバイクの購入

子どもの預け先を探す際の活動費



介護ウェアなどの被服費



研修参加費用や参考図書の購入



転居に伴う費用

問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和3年度版

◆貸付対象◆ 以下の①、②両方を満たす方が対象です。

①	令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等(※)に介護職員として就職(内定含む)している。 ※介護保険サービス事業所・施設等とは… 例えば、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。 詳しくは、お問い合わせください。 ⚠️ 障害福祉サービスの事業所は対象となりません(障害福祉分野就職支援金貸付をご確認ください)。
②	令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に以下のいずれかの研修を修了している。 ア)介護職員初任者研修 イ)介護職員実務者研修

◆留意事項◆

- 貸付予定人数は、132名です。
- 貸付の決定には審査があります。
- 貸付には連帯保証人が必要です。
- 研修修了前(※研修の受講が決定していること)や、就職前(※内定していること)でもご申請いただけますが、貸付金は研修終了後に業務に従事していることを確認してから送金します。

◆返還免除の要件◆

埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等において**2年間引き続き介護職員として従事した場合** (在職期間:730日以上、業務従事期間:360日以上)

◆貸付の申請方法◆

埼玉県社会福祉協議会のホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類を揃え、提出してください。

申請期限:令和4年3月31日(必着)

◆福祉人材センターへの研修修了後の届出方法◆

貸付の申請には、研修終了後、福祉人材センターに届出を行う必要があります。
「福祉のお仕事」で検索してください。



こちらから登録

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

